

京都市告示第493号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第16条第1項の規定により、京町家保全重点取組地区を指定しましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

なお、関係図書を閲覧に供します。

平成30年12月28日

京都市長 門川 大作

1 名称及び面積

名 称	面 積
万寿寺通（東洞院通から寺町通まで） 京町家保全継承地区	約1.8ヘクタール

2 万寿寺通（東洞院通から寺町通まで）京町家保全継承地区を定める土地の区域

京都市下京区植松町，西橋詰町，須浜町，安土町，上鱗形町，下鱗形町，本上神明町，堅田町，柏屋町，鍛冶屋町，俵屋町，福田寺町，亀屋町，朝妻町，官社殿町，万壽寺中之町及び本神明町の各一部

3 関係図書の閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局まち再生・創造推進室

(都市計画局まち再生・創造推進室)